

一般社団法人横須賀建設業協会 賛助会員規約

第1条 定款第5条で規定する、一般社団法人横須賀建設業協会（以下「本協会」という。）に設ける賛助会員に関する規約（以下「本規約」という。）を定める。

第2条 本規約は、本協会に対する関連各企業の協力と理解を高めることにより、本協会の事業活動の推進に資することを目的とする。

第3条 本協会の趣旨、目的に賛同するものは、賛助会員加入申込書により入会を申請し本協会の承認を得て、賛助会員となることができる。

- 2 本協会に賛助会員として入会しようとするものは、入会資格基準及び入退会に関する規程第2条の規定にかかわらず入会できるものとする。
- 3 賛助会員が建設業を営む場合、官公庁が発注する公共事業におけるインセンティブ入札等の優遇措置は適用されないものとする。
- 4 本協会は、加入の申し込みがあったときは、理事会において諾否を決する。
- 5 賛助会員が退会を希望する場合、あらかじめ本協会に届け出て退会する。
- 6 前項に規定により退会したときは、賛助会員が既に納入した入会金、会費その他拠出金品は返納しない。

第4条 本協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、総会の総正会員の半数以上であって、総正会員の3分の2以上の決議により、これを除名することができる。

- (1) 定款第9条の規定に該当したとき
- (2) 本協会の事業を妨げ又は妨げようとした者
- (3) 会費の納入を怠った者
- (4) 本協会の事業の利用について不正の行為をした者
- (5) 犯罪その他信用を失う行為をした者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）で規定する反社会的勢力と取引または利用した者
- (7) 前各項の規定により退会したときは、賛助会員が既に納入した入会金、会費その他拠出金品は返納しない。

第5条 入会が承認された賛助会員は、次の入会金、通常会費及び定例会費を指定された期日までに納入するものとする。

- (1) 入会金 4万円
- (2) 会費：年額6万円（5,000円／月×12ヶ月）

- 2 年度途中で加入した賛助会員の年会費は、前項に規定する金額を月割とし、加入月数に応じた金額とする。

第6条 会費及び定例会費の納入は、本協会からの通知に基づき2半期ごとに納入することとし、納入期限は次のとおりとする。

前期分 4月30日

後期分 10月31日

2 納入方法は、会員が本協会指定の銀行口座への振込によるものとする。

第7条 この規約に定めのない事項については、理事会で決定する。

第8条 この規程の改廃は、総会の決議をもって行う。

付 則

1. 本規程は令和5年5月23日 制定